

○新潟県中東福祉事務組合職員の特別ほう賞金に関する条例

平成2年10月29日組合条例第1号

改正

平成18年1月1日組合条例第8号

(趣旨)

第1条 この条例は、職員に対する特別ほう賞金の授与に関し、必要な事項を定めるものとする。

(準用規定)

第2条 五泉市職員の特別ほう賞金に関する条例(平成18年五泉市条例第34号)の規定を準用する。

この場合「市長」とあるを「管理者」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成2年4月1日から適用する。

附 則 (平成18年1月1日組合条例第8号)

この条例は、公布の日から施行する。